

第14号議案

東京都台東区役所組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、こども家庭部を新設するとともに、分掌事務を改めるため提出します。

東京都台東区役所組織条例の一部を改正する条例

東京都台東区役所組織条例（昭和39年12月台東区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中	「区民部	「区民部
	文化産業観光部」	を こども家庭部
		文化産業観光部」

に改める。

第2条区民部の項中第8号及び第9号を削り、同項の次に次の1項を加える。

こども家庭部

- 1 子供施策及び若者育成支援施策の企画及び調整に関すること。
- 2 児童育成及び子育て支援に関すること。
- 3 保育に関すること。
- 4 青少年の育成に関すること。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。